

小金井市コロナウィルス対策本部資料

令和2年3月5日(木)

福祉保健部健康課

1 感染症法における感染症の分類

厚生労働省・東京都感染症情報センターHP 参照 (参考資料)

今回の新型コロナウイルスは二類感染症の8番目に位置付けられる。

2 発症に伴う対応の流れ (診断に伴う検査の有無については保健所経由で検討)

(1) 診断された本人 (市民も職員も同様) ⇒ 指定病院へ入院 本人へ保健所職員が聞き取り調査を行い、濃厚接触者を選定。

(2) 濃厚接触者と選定された方 ⇒ 保健所が個別に対応を指示 (例: 自宅待機や期間など)

(3) 基本はアルコール・次亜塩素酸ナトリウムによるふき取りになる。職場の場合について閉鎖は現実的ではない。

(4) (1)～(3)まで明記したが、ケースバイケースで対応が変更になる場合がある。

感染症法における感染症の分類（全数把握対象疾患）

～ 感染症発生動向調査について ～

感染症発生動向調査は、昭和56年（1981年）から開始され、平成11年（1999年）4月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）」施行に伴い、感染症法に基づく国の施策として位置づけられた調査です。

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供、公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防、診断、治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としています。

この調査の対象は次の三種類があります。

- ① 全数把握対象疾患：医師、獣医師に全数届出を求める。周囲への感染拡大防止を図ることが必要な疾患、あるいは発生数が稀少な疾患。
- ② 定点把握対象疾患：指定届出機関（定点医療機関）で診断された患者の報告を求める。発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で、全数を把握する必要はないと考えられる疾患で、東京都が独自で報告を求めている疾患も含まれる。

①の全数把握対象疾患のうち、医師が届け出る疾患は以下のとおりです。

平成31年1月1日現在

感染症 類型	疾 病 名	届出の要否			届 出 期
		患者	疑似症	無症状病原 体保有者	
一 類 感 染 症	1 エボラ出血熱	○	○	○	直ちに
	2 クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	
	3 痘そう	○	○	○	
	4 南米出血熱	○	○	○	
	5 ベスト	○	○	○	
	6 マールブルグ病	○	○	○	
	7 ラッサ熱	○	○	○	
二 類 感 染 症	1 急性灰白髄炎	○	×	○	直ちに
	2 結核	○	○	○	
	3 シフテリア	○	×	○	
	4 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）	○	○	○	
	5 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）	○	○	○	
	6 鳥インフルエンザ（H5N1）	○	○	○	
	7 鳥インフルエンザ（H7N9）	○	○	○	
三 類 感 染 症	1 コレラ	○	×	○	直ちに
	2 細菌性赤痢	○	×	○	
	3 腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	
	4 腸チフス	○	×	○	
	5 パラチフス	○	×	○	
四 類 感 染 症	1 E型肝炎	○	×	○	直ちに
	2 ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）	○	×	○	
	3 A型肝炎	○	×	○	
	4 エキノコックス症	○	×	○	
	5 黄熱	○	×	○	
	6 オウム病	○	×	○	
	7 オムスク出血熱	○	×	○	
	8 回帰熱	○	×	○	
	9 キャサナル森林病	○	×	○	
	10 Q熱	○	×	○	
	11 狂犬病	○	×	○	
	12 コクシジオイデス症	○	×	○	
	13 サル痘	○	×	○	
	14 シカウイルス感染症	○	×	○	
	15 重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）	○	×	○	
	16 腎症候性出血熱	○	×	○	
	17 西部ウマ脳炎	○	×	○	

感染症 類型	疾 病 名	届出の要否			届 出 期 時
		患者	疑似症	無症状病原 体保有者	
四 類 感 染 症	18 ダニ媒介脳炎	○	×	○	直ちに
	19 炭疽	○	×	○	
	20 チクングニア熱	○	×	○	
	21 つつが虫病	○	×	○	
	22 デング熱	○	×	○	
	23 東部ウマ脳炎	○	×	○	
	24 鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く。)	○	×	○	
	25 ニバウイルス感染症	○	×	○	
	26 日本紅斑熱	○	×	○	
	27 日本脳炎	○	×	○	
	28 ハンタウイルス肺症候群	○	×	○	
	29 Bウイルス病	○	×	○	
	30 鼻疽	○	×	○	
	31 ブルセラ症	○	×	○	
	32 ベネズエラウマ脳炎	○	×	○	
	33 ヘンドラウイルス感染症	○	×	○	
	34 発しんチフス	○	×	○	
	35 ボツリヌス症	○	×	○	
	36 マラリア	○	×	○	
	37 野兔病	○	×	○	
	38 ライム病	○	×	○	
	39 リッサウイルス感染症	○	×	○	
	40 リフトバレー熱	○	×	○	
	41 類鼻疽	○	×	○	
42 レジオネラ症	○	×	○		
43 レプトスピラ症	○	×	○		
44 ロッキー山紅斑熱	○	×	○		
五 類 感 染 症 (<small>全数把握対象疾患のみ</small>)	1 アメーバ赤痢	○	×	×	7日 以内
	2 ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	×	×	
	3 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	×	×	
	4 急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。) ※1	○	×	×	
	5 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	×	×	
	6 クリプトスポリジウム症	○	×	×	
	7 クロイツフェルト・ヤコブ病	○	×	×	
	8 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	×	×	
	9 後天性免疫不全症候群	○	×	○	
	10 シアルジア症	○	×	×	
	11 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	×	×	直ちに
	12 侵襲性髄膜炎菌感染症	○	×	×	
	13 侵襲性肺炎球菌感染症	○	×	×	
	14 水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。)	○	×	×	
	15 先天性風しん症候群	○	×	×	7日 以内
	16 梅毒	○	×	○	
	17 播種性クリプトコックス症	○	×	×	
	18 破傷風	○	×	×	
	19 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	
	20 バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	×	×	
	21 百日咳 ※2	○	×	×	
	22 風しん	○	×	×	
	23 麻しん	○	×	×	直ちに
	24 薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	×	×	7日以内
新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 感 染 症	1 新型インフルエンザ	○	○	○	直ちに
	2 再興型インフルエンザ	○	○	○	

※1 急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。) は H30.5.1 より全数把握対象疾患

※2 百日咳は H30.1.1 より全数把握対象疾患

(参照：厚生労働省 HP、東京都感染症情報センターHP)

令和2年3月4日
総務局

新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と区市町村長との意見交換 の実施について

都では、このたび、知事と区市町村長との意見交換を、下記のとおり実施することとしましたので、お知らせします。

1 目的

新型コロナウイルス感染症について、知事が区市町村長との意見交換を通じて、各区市町村における取組や課題等をお伺いし、都内における感染拡大防止に向けた新型コロナウイルス感染症の「緊急対応策」の検討に活かしていく。

2 実施日時・場所・実施方法

(1) 町村

令和2年3月5日(木) 9時から9時30分まで
都庁第一本庁舎9階 オペレーションルーム (TV会議)

(2) 特別区

令和2年3月6日(金) 9時から9時30分まで
都庁第一本庁舎7階 特別応接室 (面会)

(3) 市

令和2年3月6日(金) 9時45分から10時15分まで
都庁第一本庁舎9階 オペレーションルーム (TV会議)

3 都側出席者

知事、副知事、総務局長 他

[問合せ先]
総務局行政部振興企画課
電話 03-5388-2447

(あて先) 東京都市長会事務局 小池 宛《送信表不要》

F A X 042-384-6978

メール shomu@tokyo-mayors.jp

新型コロナウイルス感染症への対応 東京都への要望事項

団体名：小金井市

(担当者氏名：佐々井)

新型コロナウイルス対策に関して、東京都は近々に緊急対策チームを立ち上げ、対策を検討するとの連絡がありました。

つきましては、市長会として、各市の現場の声を対策に反映させるよう、東京都へ各市の緊急要望(事項)について、下記の枠内に優先的に対応して欲しい事項を簡潔に列挙願います。

(1) 早急に対応して欲しい事項

分類	事項	備考
※記入例 子育て	共働き家庭の子どもの居場所確保支援	
医療	感染防止のための資材(マスク、消毒液)の確保・提供	
医療	感染者発生時の東京都との密なる情報連携	
教育	児童・生徒の身体の健康だけでなく、心の健康を保つための総合的な施策の実施	

※分類：医療、教育、産業、雇用、子育て、高齢者、障害者、その他

(2) 自由意見

- 1 業務委託等を行っている市民施設や社会教育施設などの休館措置及びイベント中止に伴う受託業者等への経済的支援への配慮
- 2 企業への自宅勤務の要請及び家庭内での保育の要請を引き続き都から国に求めてもらいたい
- 3 ひとり親家庭・家族の疾病・基礎疾患を持つ場合の障害

者（児）の居場所確保の十分な支援
4 給食食材納入業者等への損失補填

※大変恐縮ですが 3月4日(水)までにご回答をお願い致します。

◎新型コロナウイルス感染症の予防について

- ・石鹼やアルコール消毒液による手洗いをを行う。
- ・混みあった場所、換気が不十分な場所ではマスクを着用することが感染予防策と考えられているが、屋外では相当混みあっていない限りマスクを着用することによる効果はあまり認められていない。

(厚労省 Q&A より)

◎新型コロナウイルス感染症対策で推奨されている消毒液

- ・手指消毒用はアルコール系の消毒薬
- ・物品消毒用は次亜塩素酸ナトリウムも有効

(東京都感染症情報センターより)

◎第二庁舎 2 階で消毒が推奨されるもの

共有スペース	各課
<ul style="list-style-type: none">・エレベーターのボタン・コピー機のボタン・トイレのドア・水道の蛇口・階段の出入り口のドアノブ・エアコンのボタン・蛍光灯のスイッチ	<ul style="list-style-type: none">・カウンター・椅子・共有パソコン・マウス・コピー機 (介護福祉課)・電話機・キャビネットの引き出し部分

※ その他、自席のパソコン、机等も個人で消毒管理していく必要がある。

◎消毒間隔について

厚生労働省、国立感染症研究所、東京都、東京都感染症情報センターの公式サイトを確認したが、「何分に1回消毒することが望ましい」という内容は掲載されていなかった。

中国の地下鉄で利用頻度により、駅構内の消毒を3時間に1回から1時間に2回行う駅があることと、シェアサイクルを10分に1回間隔で消毒している地域があることを確認した。

日本国内では関空温泉ホテルガーデンパレスで朝食バイキングのトングを30分に1度交換しているという記載があったが、その他は「清掃を強化している。」「殺菌消毒をしている。」という表記のところが多い。

第二庁舎 2 階で共有スペースの消毒を行う場合、2階は窓口対応が多い課が集まっており、職員による当番制は守られない可能性が非常に高いと考える。

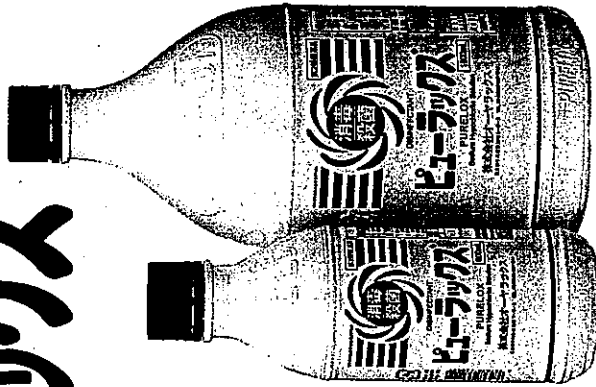
確実な殺菌力と優れた安定性

次亜塩素酸ナトリウム 6%

ピューラックス®

第2類医薬品

次亜塩素酸ナトリウム6%を含有する殺菌消毒剤です。医療施設や社会福祉施設の衛生管理、食品工場や飲食店の衛生管理、水の消毒など、様々なシーンで幅広く用いられています。



△ 使用上の注意 より抜粋

⊗ してはいけないこと


- (1) 人体に使用しないこと。
- (2) 噴霧での使用をしないこと。
- (3) 酸性の製品や、その他の製品と混合や併用しないこと。

必ずご使用の前に製品記載の文書をお読みください。
薬局・薬店でお求めください。

ピューラックスに関するお問合せ

03-3263-6201

お問合せ時間 ▶ 土日・祭日を除く平日 AM9:00～PM5:00

 株式会社 オーヤラックス

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル
Tel.03 (3263) 6201 [代表]
<http://www.ovalox.co.jp>

GBD08130AA

ピューラックス®の使い方

① どれすれば

Good-by菌®

できるんだらう？

① ピューラックスについて

② 感染症・食中毒について

③ ピューラックスの使い方



What is ピューラックス?

【ピューラックスはどんなもの?】

優れた消毒効果があります

ピューラックスは、優れた消毒効果が得られる薬剤として、高レベルの衛生管理が求められる医療機関等で頻りに使用されています。

安全で使いやすい消毒剤

私たちが生活する中で一般に行われている消毒方法として、煮沸消毒や薬剤消毒があります。ピューラックスは、有機物などとの反応により、すみやかに分解されたり、水洗いにより簡単に除去できることから残留性が無く、安全で使いやすい薬剤です。

環境、モノ、そして水の消毒に

ピューラックスは、院内・施設内感染予防として、あるいは飲食店における食中毒予防に、そして水の消毒にと、幅広い用途で使われています。ただし、皮膚や粘膜を腐食するため、手指や皮膚の消毒には適しません。

ピューラックスは、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とした殺菌消毒剤です。

ピューラックスは“PURELOX”、つまりピューア(純粋)で混じりっ気のない消毒薬です。もともとは、私どもが一ヤラックスが公衆衛生に対して純粋に、真正面から取り組んでいこうという信念を製品名に刻み、約束したのが由来です。

品質管理を徹底した信頼ブランド

次亜塩素酸ナトリウム液は、化学的性質として、適正な保管条件下においても経時的に有効成分の濃度を低減させます。ピューラックスは、製造管理はもちろんのこと、保管、物流管理を厳格に行い、お客様にベストな状態でお届けできるよう努めている製品です。

光



課	係	分項	新章事務	区分
議事局	新たに発生する業務		<ul style="list-style-type: none"> - 議会との連絡及び調整に関すること - 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S A B C
	庶務調査係	通常業務	9 傍聴に関すること	A
	議事係	通常業務	1 本会議に関すること 2 委員会及び公聴会に関すること	A A

課	係	分類	所管事務	区分		
企画政策課	企画政策係 男女共同参画課	通常業務	<p>新たに発生する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 報道機関への対応に関すること 広報等情報提供、集約に関すること 情報の収集、伝達及び処理に関すること 新型インフルエンザ等の対策に係る予算その他財務に関すること 庁内の電子計算機及びネットワークの保守及び復旧に関すること 写真等による情報の収集及び記録に関すること 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S		
				4	庁議に関すること	A
				3	配偶者等からの暴力による被害者の支援に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分
財政課	財政係	通常業務	2 予算の編成及び執行管理に関すること	S 新垣 A 板橋 B 船小 C 休止
広報秘書課	広報係	通常業務	3 記者会見及びプレスリリースに関すること	A
情報システム課	秘書係	通常業務	1 市長及び副市長の秘書に関すること	A
	情報システム係	通常業務	2 情報処理システムの管理及び運用に関すること	A
			3 情報処理システムによる地域情報化に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分 S:新規 A:維持 B:縮小 C:休止
新たに発生する業務			<ul style="list-style-type: none"> ・国、都等との連絡調整等に関すること(危機管理部門に限る。) ・市民の安全、安心に関すること・市庁舎の来庁者等に関すること ・公共施設の感染予防等に関すること ・職員の感染予防等及び予防接種(特定接種に限る。)に関すること ・社会活動及び事業活動の自粛要請又は指示に関すること ・食糧、生活必需品等の確保に関すること ・生活関連物資等に関する情報収集・要請に関すること ・車両の調達に関すること ・市代表電話による新型コロナウイルス等への一般的な相談に関すること ・新型コロナウイルス等の発生時における他の部の応援に関すること 	S
総務課	文書係	通常業務	11 不服申立て、賠償(車両に関するものを除く。)及び調停に関すること	A
			12 訴訟に関すること	A
地域安全	地域安全係	通常業務	2 国民保護に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分
職員課	人事研修係	通常業務	1 職員及び再任用職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること	A
			4 東京都市公平委員会に関すること	A
			6 臨時職員の雇用に関すること	A
	給与厚生係	通常業務	1 職員の給与、各種委員の報酬及び費用弁償に関すること	A
			2 職員の共済組合に関すること	A
			3 職員の労働安全衛生に関すること	A
4 職員の社会保険等に関すること			A	
管財課	財産管理係	通常業務	8 庁内の電話及び清掃業務に関すること	A
			10 庁用車両の総括管理に関すること	A
			12 庁用車両の事故に伴う和解及び賠償に関すること	A
			14 市有建物の集中管理に関すること	A
			15 施設管理業務の総括及び連絡調整に関すること	A
			16 庁内の駐車管理に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分				
新たに発生する業務	市民課	通常業務	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬、埋葬の許可等に関する事 ・地域団体、関係団体等との連絡調整に関する事 ・在住外国人関係団体等との連絡調整に関する事 ・企業、農業団体等との連絡調整に関する事 ・文化施設の感染予防等に関する事 ・遺体安置所の設置、運用に関する事 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 	S:新規 A:変更 B:追加 C:廃止				
				1	住民基本台帳に関する届けの受理に関する事	A		
				2	住民基本台帳の整備保管に関する事	A		
				4	戸籍の謄抄本又は全部もしくは一部に関する証明、住民票の写し、町名変更、身分証明その他諸証明に関する事	A		
				5	印鑑登録及び証明に関する事	A		
				7	事務処理手数料の収納に関する事	A		
				8	住居表示に関する事	A		
				10	外国人住民の住居地届出及び特別永住者証明書に関する事	A		
				11	自動車臨時運行許可に関する事	A		
				戸籍係	通常業務	1	戸籍に関する届けの受理に関する事	A
						2	死産届に関する事	A
						3	火(埋)葬許可及び改葬許可に関する事	A
						6	市民葬儀に関する事	A

課	係	分類	所管事務	区分
保険年金課	国民健康保険係	通常業務	3 国民健康保険の資格に関すること	A
			7 日雇労働者健康保険に関すること	A
			8 高額療養費等の貸付けに関すること	A

課	係	分類	所管業務	区分	
新たに発生する業務 ごみ対策 課	減量推進係 通常業務		<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出抑制に関すること 下水道機能の維持に関すること 新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S	
			3	法令等に定める指導監督及び許認可に関すること	A
			4	廃棄物処理手数料に関すること	A
			5	湖南衛生組合に関すること	A
			6	東京たま広域資源循環組合に関すること	A
			10	浅川清流環境組合に関すること	A
			11	焼却施設に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分	
下水道課	清掃係	通常業務	2	し尿の収集及び運搬に関すること	A
			4	ごみ、資源の収集、運搬に関すること	A
			5	犬、猫等の死体収集に関すること	A
			6	粗大ごみの収集、運搬に関すること	A
			7	不法投棄物の収集に関すること	A
			13	ごみ、資源の分別及びごみ減量の指導に関すること	A
			1	中間処理場の運営管理に関すること	A
	施設係 業務設備係	通常業務	2	下水道使用料に関すること	A
			3	流域下水道に関すること	A
			17	東京都水道局との連携及び連絡調整に関すること	A
	工務維持係	通常業務	6	下水道の維持管理に関すること	A
			8	下水道の維持補修、汚水枘の設置及び改造工事の設計並びに施工に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分			
地域福祉課	福祉保健部	生活福祉係	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策本部に関する事 ・新型インフルエンザ等発生状況の把握に関する事 ・感染予防策等の広報に関する事 ・医療機関及び関係機関等との連絡調整に関する事 ・社会福祉施設の感染予防等に関する事 ・高齢者、障がい者等要配慮者支援に関する事 ・医療体制の確保に関する事 ・国、都等との連絡調整等に関する事(保健医療部門) ・市民への予防接種の実施に関する事 ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関する事 	S			
				自立生活支援課	障害福祉係	1 生活保護法による保護に関する事	A
						2 生活保護世帯の法外保護に関する事	A
						3 生活保護等の相談業務に関する事	A
						4 医療券の交付等に関する事	A
						5 生活保護費の経理に関する事	A
						6 行旅病人及び行旅死亡人に関する事	A
				自立生活支援課	相談支援係	4 障害者(児)等に対する医療費等助成及び手当に関する事	A
						5 自立支援医療給付(更生医療、育成医療)に関する事	A
						1 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく支援に関する事	A
				自立生活支援課	相談支援係	2 身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事	A
						3 自立支援医療給付(精神通院医療)に関する事	A

課	係	分類	所掌事務	区分
介護福祉課	介護保険係 包括支援係	通常業務	9 介護保険の給付に関すること	A
		通常業務	4 高齢者虐待防止に関すること	A
	高齢福祉係 健康係	通常業務	7 介護サービス事業者連絡会に関すること	A
		通常業務	8 老人福祉法に規定する措置(養護老人ホーム等)に関すること	A
		通常業務	7 ひとりぐらし高齢者等の見守り事業に関すること	A
健康課	健康係	通常業務	1 感染症の予防に関すること	S
		通常業務	11 保健にかかわる関係機関との連絡調整に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分 S:新規 A:従来 B:縮小 C:廃止
子育て支援課	手当助成係	通常業務	新たに発生する業務 ・児童福祉施設の感染予防等に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	S
			1 児童手当等の支給に関すること	A
			2 児童育成手当の支給に関すること	A
			3 児童扶養手当の支給に関すること	A
			4 愛育手当の支給に関すること	A
			5 乳幼児の医療費の助成に関すること	A
			6 義務教育就学児の医療費の助成に関すること	A
			7 ひとり親家庭等の医療費の助成に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分 S:新明 A:増設 B:縮小 C:修正
新たに発生する業務			<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関への注意喚起に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S

課	係	分類	所掌事務	区分
道路管理課	道路管理係	通常業務	14 市施設及び附属物の補修のうち、緊急を要する土木工事に関する事	A
			15 所管する車両の安全運転管理及び事故に伴う報告に関する事	A
	道路測量係	通常業務	16 所管する車両及び機械器具の管理に関する事	A
			3 道路に係る閲覧及び証明に関する事	A
			6 土地境界図抄本交付に関する事	A
			7 土地境界図閲覧に関する事	A
	8 確定図の整理保管に関する事	A		

課	係	分類	所掌事務	区分		
会計課	会計係	新たに発生する業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の対策に係る現金及び物品の出納及び保管に関すること ・支払資金の把握及び確保に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S 新担当 A 担当 B 任 C 休止		
				通常業務	1 現金の出納及び保管に関すること	A
					2 有価証券の出納及び保管に関すること	A
					3 小切手の振出しに関すること	A
					4 決算の調製及び提出に関すること	A
					5 収入及び支出の審査及び確認に関すること	A
					8 物品の出納及び保管に関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分
			・教育施設の感染予防等に関すること ・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	S
庶務課	施設係	通常業務	3 教育施設の補助事業の計画及び申請に関すること	A
			4 学校の設置及び廃止に関すること	A
			5 教育施設の維持修繕に関すること	A
学務課	学務係	通常業務	1 学齢児童及び学齢生徒の就学に関すること	A
			2 児童、生徒の入学、転学及び退学に関すること	A
			3 学級編制に関すること	A
	保健給食係	通常業務	3 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること	A

課	係	分類	所掌事務	区分
指導室	指導係	通常業務	2 学校経営の指導に関すること	A
			4 教育相談に関すること	A
	教職員係	通常業務	1 教職員の人事、給与及び服務に関すること	A
			7 教職員の公務災害補償に関すること	A

課	係	分類	所管事務	区分 S:新規 A:増設 B:縮小 C:廃止
	新たに発生する業務		<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設、公民館及び図書館等の感染予防等に関すること ・遺体安置所の設置、運用に関すること ・新型コロナウイルスエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること 	S

課	係	分類	所掌事務	区分
選挙管理委員会事務局	選挙係	通常業務	新たに発生する業務	S
			・新型インフルエンザ等の発生時における他の部の応援に関すること	S
			1 公告式に関すること	A
			3 委員会の会議、会議録の調製及び保管に関すること(選挙管理委員会の開催)	A
			12 各種選挙の管理執行に関すること	A
			13 選挙人名簿に関すること	A
			15 選挙争訟に関すること	A
16 直接請求に関すること	A			

課	係	分類	所掌事務	・新型コロナウイルス等の発生時における他の部の応援に関すること	区分 S 新規 A 継続 B 縮小 C 休止 S
---	---	----	------	---------------------------------	---

課	係	分類	所掌事務	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	区分 S 特別 A 特別 B 特別 C 特別
新たに発生する業務				・新型コロナウイルス等の発生時における他の部の応援に関すること	S

小金井市長 西岡真一郎 様
小金井市教育長 大熊雅士 様

2020年3月5日(木)

サポートを必要とするすべての児童生徒への対応に関する申し入れ

生活者ネットワーク
緑・つながる小金井

市の一斉休校の対応に関する課題の改善を求め、3月3日には優先的に対応していただきたい項目を申し入れました。

現行の市の判断は国の要請に基づくものですが、本来は、学童保育所を利用している児童のみならず、学校の責任として、サポートを必要とするすべての児童生徒への対応が必要です。

またこの間市は、図書館を臨時休館とし、公民館や集会施設は利用に制限を設けました。図書館が大好きで、本さえあれば一日過ごせる子どもたちもいます。また家庭が居づらい子どもたちにとっても、図書館や公民館は安心して過ごせる大事な居場所となりうる施設です。臨時休校という非常時だからこそ、地域の中で子どもたちの居場所の確保は重要です。

よって以下の項目を要望します。

○子どもが家でひとりになり不安を伴う場合等は、感染症対策をとり、保護者による健康管理と同意のうえ、学校として受け入れること

○自習の時間以降は、すべての児童の校庭利用を可能とすること(雨天時には体育館を使用とすること)

○臨時休校の間は、図書館や公民館での児童生徒の利用受け入れを、居場所の観点で検討すること

以上、申し入れます。

小金井市の備蓄マスクを福祉事業所職員向けに配付します

令和2年3月5日に開催した小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部において、市内の障がい者福祉事業所及び介護事業所等の職員用として、新型インフルエンザ対策のために備蓄しているマスクを配付することとしました。

配付の概要は、下記のとおりです。

記

- | | | | | |
|---|-----|------------|-------|---------|
| 1 | 配付先 | 障がい者福祉事業所等 | 97か所 | 9,700枚 |
| | | 介護事業所等 | 149か所 | 29,300枚 |
| | | 合計 | 246か所 | 39,000枚 |
- 2 用途 当該事業所における感染防止のための事業所職員用
- 3 事業所への配付開始 令和2年3月5日から
- 4 その他 3月3日に医師会・歯科医師会へ各1,000枚、3月5日から幼稚園・保育園等へ計6,500枚配付しています。
- 5 問合せ 企画財政部広報広聴課 (電話042-387-9803)
福祉保健部健康課 (電話042-321-1240)